

個人情報の保護に関する法律における審議会の位置づけ

改正法において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合には、条例で定めるところにより、審議会に諮問することができる旨定められています。

一方で、今回の見直しにより、地方公共団体の個人情報保護制度についても、新法の規律を直接適用し、その解釈を個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みが確立されました。

そのため、現在、島本町個人情報保護条例で諮問事項とされているような個別の事案の改正法に照らした適否の判断について審議会に諮問することは許容されないとしています。

【現行条例における審議会への諮問事項】

	諮問事項	改正法上、条例で規定することが許容されているか
1	管理を制限するセンシティブ情報を追加する場合（第9条第2項）	× 要配慮個人情報の取得制限を条例で規定することはできない。 法に定める要配慮個人情報とは別に、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等を条例に定めることは許容される（法第60条第5項）が、個人情報保護委員会に事前に相談することが望ましい。（※1）
2	特定個人情報保護評価における任意の第三者点検（第11条）	○ 法令上、本町は人口規模から「基礎項目評価」のみを行うため、第三者点検の実施義務はないが、任意で実施することは可能（ただし実績はない）。
3	本人以外から収集できる事由を追加する場合（第12条第2項）	× 法に基づく規律を越えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加することはできない。
4	目的外の外部提供を行う場合（第13条第1項）	× 同上
5	制度の改善について必要な施策を講ずる場合（第14条第3項）	○ 法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合や、条例の改正にあたり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合等が想定される。

6	電子計算機による結合を行う場合（第15条第1項）	×	オンライン結合について類型的に審議会への諮問を要件とすることは許容されない。
7	不開示情報を追加する場合（第17条第5項）	△	審議会において不開示情報を追加することは想定されていない。 なお、情報公開条例では開示しないこととされている情報が、法では不開示情報として規定されていない場合、行政機関情報公開法上の不開示情報に準ずる情報については、当該情報を条例で規定することにより、不開示情報に追加することは可能。（法第78条第2項）（※2）

※1 条例要配慮個人情報について

法では、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪被害の事実、障害があること、健康診断の結果、医師等による指導又は診察内容、刑事事件に関する手続の情報、少年の保護事件に関する手続の情報を「要配慮個人情報」と位置づけ、民間部門における取扱い制限規定を設けている。

一方、公的部門においては、個人情報全般について、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り保有することができ、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有してはならないこととされ、要配慮個人情報の漏えい等が生じたときは、その対象者数に関わらず、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が必要であるとされている。

本町の現行条例には、要配慮個人情報に関する定めはなく、これに類するものとして、センシティブ情報の管理制限に関する規定があるが（条例第9条第2項）、法に基づく規律を超えて取得等に関する固有のルールを設けることはできないため、改正後の条例において同様の規定を置くことはできず、また、法における要配慮個人情報の方が本町における現行のセンシティブ情報より広範な規定となっていることから、本町において条例要配慮個人情報を別途定める必要性は薄いものと考えられる。

※2 情報公開条例における公開情報及び非公開情報との調整について

法では、①情報公開条例で開示することとされている情報が、法では不開示情報とされている場合、当該情報を条例で規定することにより、不開示情報から除くことは可能とされている。また、②情報公開条例では開示しないこととされている情報が、法では不開示情報として規定されていない場合、行政機関情報公開法上の不開示情報に準ずる情報については、当該情報を条例で規定することにより、不開示情報に追加することは可能とされている。

まず、①について、本町の情報公開条例第5条第1項第2号ただし書の「個人情報のうち公開可能な情報」については、法第78条第1項第2号（第三者の個人情報）との関係において、不整合は生じないものと考えられる。

一方、②について、本町の情報公開条例第5条第1項における非公開情報のうち、「法令又は条例等の規定により明らかに公開することができないとされている情報（第1号）」「国、他の地方公共団体又は公共的団体の機関からの協議又は依頼に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより国等との協力関係に著しい支障を生じることが明らかである情報（第6号）」については、法第78条第1項（不開示情報）に相当する規定が見当たらない。

このうち、第1号「法令秘情報」について、国のQ&Aでは、法における不開示情報は「保護すべき権利利益に着目して分類したものであり、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型ごとに定性的な支障の有無等を規律しているものである。そのため、他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、通常これらの類型に該当するものと考えられるが、当該情報が法第78条第1項各号のいずれに該当するかを実質的に判断する必要がある」としている。

また、第6号「国等協力関係情報」については、行政機関情報公開法にも相当する規定がなく、法第78条第6号「審議、検討等情報」及び第7号「事務又は事業に関する情報」に基づき非開示とすることも可能と考えられる。

これらのことから、本町条例で非開示情報を追加規定する必要性は薄いものと考えられる。